

○ 西いぶり広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

平成12年3月28日
規則第11号

(趣旨等)

第1条 この規則は、広域連合長（法令の規定により広域連合長の権限に属する事務を委任された者を含む。）が行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節若しくは第3節又は西いぶり広域連合行政手続条例（平成12年条例第8号）の規定に基づき行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続に関し、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(室蘭市規則の準用)

第2条 この規則の施行については、室蘭市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年室蘭市規則第27号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。